

令和元年度 公文書開示状況（5月決定分） 中央卸売市場

様式

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H31.4.26	R1.5.9	豊洲市場の水産仲卸棟連絡通路におけるポールが、①昨年一度撤去され、②本年3月頃もしくはそれ以降に再度設置された（現状設置されている）、この2点について、誰がどのような要望をしたか、東京都がいかなる意思決定をなしたか、がわかる一切の書面及び図面ならびに電磁的記録。例えば、起工書、起案原義、受けた要望に対する文書、議事録、打ち合わせ記録、決裁書、撤去および再設置の特記仕様書、見積書、予算に関する文書、設計図、等。				1											(条例第11条第2項) 請求に係る場内のポールに関する、意思決定や要望を記録した文書等を作成・取得してならず、実施機関には対象公文書が存在しないため、非開示とする。	管理部 総務課
2	H31.3.22	R1.5.21	旧築地市場の解体工事に伴うアスベスト除去及び同付帯作業において撮影した写真データ	50	1					1								個人が特定される画像は、条例第7条第2号に該当	事業部 施設課
3	H31.3.12	R1.5.10	豊洲新市場建設工事基本設計 5街区分科会（卸部会） 第1回～第4回 2011年3月31日（木）～4月21日（木） 豊洲新市場建設工事基本設計 5街区合同分科会 2011年6月30日（木） 豊洲新市場建設工事基本設計 5街区分科会準備会 2011年6月2日（木） 豊洲新市場建設工事基本設計 5街区分科会（仲卸部会） 第1回～第6回 2011年3月31日（木）～4月28日（木） 豊洲新市場建設工事基本設計 5街区分科会（漬物・鳥卵部会） 第1回～第2回 2011年4月18日（月）～6月2日（木） 東京都/豊洲新市場建設工事基本設計 6街区分科会 第1回～第6回 2011年3月23日（火）～6月18日（土） 東京都/豊洲新市場建設工事基本設計 水産物流分科会 第1回 2011年4月2日（土） 東京都/豊洲新市場建設工事基本設計 飲食部会 第1回～第3回 2011年4月15日（金）～5月13日（木） 東京都/豊洲新市場建設工事基本設計 物販部会 第1回～第3回 2011年4月8日（火）～5月6日（金） 東京都/豊洲新市場建設工事基本設計 輸送業界ヒアリング 2011年5月16日（月） 東京都/豊洲新市場建設工事基本設計 廃棄物関連ヒアリング 2011年4月26日（火） 東京都/豊洲新市場建設工事基本設計（その2）ヒアリング 2015年2月17日（火）～3月3日（火） 豊洲新市場建設工事実施設計 5街区分科会（卸部会） 第1回～第4回 2012年2月16日（木）～2月25日（土） 豊洲新市場建設工事実施設計 5街区合同分科会 第1回～第2回 2012年3月9日（木）～3月27日（木） 豊洲新市場建設工事実施設計 5街区分科会（仲卸部会） 第1回～第6回 2015年2月17日（金）～5月15日（火） 東京都/豊洲新市場建設工事実施設計 6街区分科会 第1回～第9回 2012年1月13日（金）～2月24日（金） 東京都/豊洲新市場建設工事実施設計 7街区分科会 事前打合せ、第1回～第3回 2012年1月19日（木）～3月8日（木） 東京都/豊洲新市場建設工事実施設計 6.7街区合同分科会 第1回 2012年2月24日（金） 東京都/豊洲新市場建設工事実施設計 飲食部会 第1回～第2回 2012年2月15日（火）～3月2日（火） 東京都/豊洲新市場建設工事実施設計 物販部会 第1回～第2回 2012年2月15日（火）～2月23日（木） 東京都/豊洲新市場（仮称）実施設計 輸送業界ヒアリング 2012年10月1日（月）～10月15日（月） 東京都/豊洲新市場（仮称）実施設計 冷蔵業者ヒアリング 2012年11月19日（月）	160					1	1			1				・ 出席者、企業名は条例第7条第2号に該当 ・ 要望内容は各事業者の店舗内での動線や使用設備、レイアウト等の店舗運営に直結するものであり、事項を公にすることは、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位が損なわれるおそれがあり条例第7条第3号に該当 ・ 当該打合せは、公にすることを前提としたものではなく公にすることにより市場関係者との信頼関係が崩れ今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから、条例第7条第6号に該当	事業部 施設課	
4	H31.3.17	R1.5.13	豊洲市場水産物部の設計段階およびその前の段階において、「ドライフロアとし水を流さないことを原則とする」方針に対し、卸および仲卸業者ならびにその団体から、都との交渉においてもしくはその他の場において出た意見および要望ならびにそれに対する都としての採否およびその理由の分かる、一切の書面および図面ならびに電磁的記録。				1											豊洲市場の各売場等の設えや運用方法等の方針は、市場関係者との調整過程を経て決定することから、豊洲市場の設計段階およびその前段階において、「ドライフロアとして水を流さないことを原則とする」方針は決定していない。 したがって、実施機関では対象公文書を作成および取得してならず、存在しないため。	事業部 施設課
5	R1.5.13	R1.5.30	①都市計画市場（築地市場）の廃止について ②東京都市計画市場第1号東京都中央卸売市場築地市場の廃止に係る東京都都市計画審議会への付議について（依頼） ③都市計画変更手続きについて	19	1														管理部 市場政策課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。